

令和 8 年 6 月 1 日より 入院時の食事代等が変わります。

厚生労働省告示の改正に伴い、令和 8 年 6 月 1 日より入院時の食費・居住費（食事療養標準負担額・生活療養標準負担額）が以下のとおり引き上げられます。

65 歳未満

所得区分	食事代（1 食）	
	令和 8 年 5 月 31 日まで	令和 8 年 6 月 1 日から
課税世帯	510 円	550 円
非課税世帯	240 円	270 円
	190 円（91 日目から）	220 円（91 日目から）
指定難病の患者	300 円	330 円

65 歳以上

所得区分		食事代（1 食）		居住費（1 日）	
		令和 8 年 5 月 31 日まで	令和 8 年 6 月 1 日から	令和 8 年 5 月 31 日 まで	令和 8 年 6 月 1 日 から
課税世帯		510 円	550 円	370 円	430 円
非課税 世帯	70 歳未満（区分才） 70 歳以上（低所得）	240 円 （医療の必要性 の高い方は 91 日目から 190 円）	270 円 （医療の必要性 の高い方は 91 日目から 220 円）		
	70 歳以上（低所得）	140 円 （医療の必要性 の高い方は 91 日目から 110 円）	160 円 （医療の必要性 の高い方は 91 日目から 130 円）		
指定難病の患者		300 円	330 円	0 円	0 円